平成２７年（フ）第６号
神奈川県中郡大磯町大磯1361番地16
債務者　野村　幸子
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３１号
神奈川県足柄下郡湯河原町門川35番地の２
コーポ門川303
債務者　林　　洋子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５２号
神奈川県厚木市旭町３丁目23番10号メゾン相模野203
債務者　古屋　清美
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第６５号
神奈川県厚木市長谷1560番地１　シャンロックハイブリッジⅡ－205
債務者　山田　　洋
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２４号
広島県福山市木之庄町２丁目７番41号
債務者　譽　　文雄
1　決定年月日時　平成27年２月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２９号
神奈川県秦野市鶴巻南４丁目19番27号　グリーンパレス秦野Ｂ101号
債務者　大久保晴美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４９号
神奈川県平塚市四之宮６丁目16番17号　レオパレス平塚第71－203号
債務者　古屋　輝夫
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５５号
神奈川県秦野市曲松２丁目３番27号　コーポ山口102号室
債務者　眞鍋　恒志
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１１号
山口市宮野下1366番地２　宮野下県営住宅Ｆ棟304号
債務者　板垣　順子
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月８日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６８０号
大分市畑中303、住民票上の住所熊本県合志市須屋2351番地55
債務者　美奈川裕一
1　決定年月日時　平成27年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５４号
熊本県菊池郡大津町大字引水678番地17　サンライフＮ102号、前住所熊本県菊池郡大津町大字大津1505番地１　フォレストハイツ２－Ｄ
債務者　大山　美紅（旧姓田中・田上）
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０６０号
名古屋市西区幅下２丁目11番18号　大隅ビル402号
債務者　とんかついまいこと　今井　宏昌
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１５号
愛知県尾張旭市庄中町１丁目８番地13　アメニティハイツ鳥居101号
債務者　髙橋　健二
1　決定年月日時　平成27年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１２９６号
埼玉県朝霞市本町２丁目８番30号　サンハイツアサカ103
債務者　高橋嘉智美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６３号
さいたま市緑区大字南部領辻2731番地３　メイプルハイツ中野203
債務者　山本　恵一
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６４号
埼玉県新座市大和田五丁目10番６号　２Ｆ
債務者　吉田　　敦
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１１５号
埼玉県久喜市久喜中央１丁目９番１－404号
債務者　伊藤　益美
1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係